

本物件は、令和5年12月13日公告の市有地（五ヶ丘二丁目1番1）売却に係る一般競争入札において、期日までに入札参加申込が無かったため、入札取止めとなった物件です。

市有地（五ヶ丘二丁目1番1）売却に 係る一般競争入札実施要領

この要領は、一般競争入札による市有地の売払いについて、応募者が遵守又は留意すべき事項を定めたものであり、応募者は次の事項を了承の上、申し込まれますようお願いいたします。

一般競争入札実施要領目次

I 物件について	3
1 物件概要.....	3
2 位置図	5
3 詳細図・詳細写真	6
II 契約条件	8
1 契約締結・解除	8
2 土地の利用条件	8
3 建物等の解体にかかる対応事項	9
4 開発における対応事項	11
5 禁止事項.....	12
6 契約に付す特約事項	12
7 その他事項	13
III 入札手続	15
1 一般競争入札の流れ	15
2 入札参加資格.....	18
3 入札参加申込みに当たっての注意事項.....	18
4 現地説明会	19
5 質問の受付及び回答	19
6 入札参加申込み	20
7 入札保証金の納入と返還	21
8 入札・開札	21
9 契約・売買代金の納入	23
10 登記	24
11 その他.....	24
12 公開図書	24

I 物件について

1 物件概要

①	所在地		豊田市五ヶ丘二丁目1番1		
②	土地	地 目	宅地		
		地 積	14,417.70㎡(実測面積)		
③	建物		構造	建築年	延床面積(㎡)
		管理棟	鉄筋コンクリート造	1984	360.25
		処理棟	鉄筋コンクリート造	1984	496.07
		処理棟	鉄筋コンクリート造	1987	2,262.9
		処理棟	鉄骨造	1987	334.81
		車庫	鉄骨造	1987	54.79
		ホッパ°ー棟	鉄骨造	1987	17.01
		焼却炉棟	鉄骨造	1987	107.54
		オイルタンク棟	コンクリートブロック造	1987	12.16
		汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造	1989	807.82
		汚泥処理棟	鉄骨造	1989	76.91
④	接面道路		西側 市道平戸橋水源2号線		
⑤	法規制等	区域区分	市街化区域		
		用途地域	第1種住居地域		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		埋蔵文化財包蔵地	非該当		
	災害情報		土砂災害警戒区域	該当なし	

⑥		造成宅地防災区域	該当なし
		津波災害警戒区域	該当なし
		豊田市洪水 ハザードマップ	該当なし
⑦	供給処理施設	電気	引込み可
		上水道	引込み可
		下水道	接続可
		ガス	都市ガス可
⑧	交通機関 (道路距離)	鉄道	名古屋鉄道三河線・豊田線 「豊田市」駅まで約 4.3 km
		バス	とよたおいでんバス「泉 町」まで約 150m
⑨	公共施設 (直線距離)	学校等	五ヶ丘小学校まで約 750m 益富中学校まで 約 650m
		公園	いわやま公園 約 180m
		その他施設	益富交流館 約 750m
⑩	調査実施状況	地歴調査	未実施※ ¹
		地盤調査	未実施※ ¹
		土壌汚染調査	未実施※ ¹
		地下埋設物調査	未実施※ ¹
		アスベスト調査	実施
		水質調査 (浄化層に残る)	実施
⑪	特記事項	・本物件は昭和 55 年に汚水処理場として整備され、平成 15 年に機能廃止をした施設跡地です。 ・本物件は、建物・工作物等が残る物件であり、すべて現状有姿のまま引き渡します。落札者はこれ	

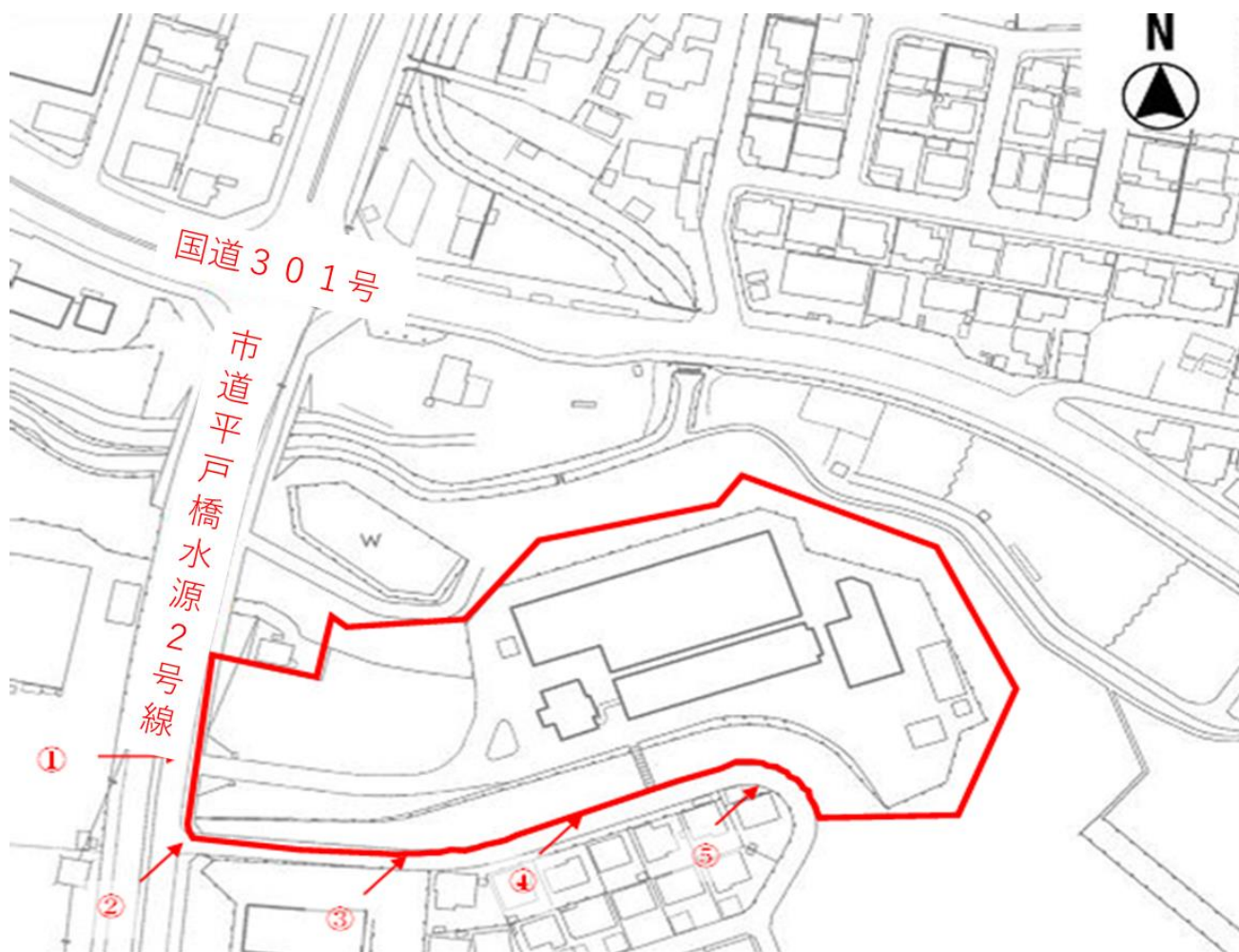
		ら既存建物等を解体・撤去する義務が生じます。 なお、解体・撤去にかかる一切の費用負担を本市に求めることはできません。 ・本物件で引き渡す建物には一部アスベストの含有建材が使用されていることが確認されています。 調査結果を了知し、関連法令の遵守及び周辺地域へ十分な配慮のもとに落札者の責任と負担で解体撤去していただきます。
--	--	---

※¹ 本市で確認できた範囲では、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下、「法」とする）に定める調査命令発出土地（法第 5 条関係）、要措置区域等土地（法第 6 条、第 11 条関係）、措置命令発出土地（法第 7 条、第 27 条関係）に該当しないと確認しています。また、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 5 条に規定する有害物質使用特定施設設置事業所及び最終処分場の跡地その他の地下埋設廃棄物として使われた形跡はありませんでした。

2 位置図



3 詳細図・詳細写真





Ⅱ 契約条件

1 契約締結・解除

(1) 契約締結

本物件の売買契約締結には、「豊田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により市議会の議決が必要となります。そのため、落札者は落札後に本市と仮契約を締結し、議決をもって本契約とみなすことになります。

(2) 所有権の移転及び引渡し

本物件は、売買代金の全額を納入したときに所有権が移転され、同時に建物等の引渡しがあったものとしします。本物件は現状有姿で引き渡し、建物等の既存施設の所有権も同時に移転するため、落札者は善良な管理者の注意義務をもって建物等の管理を行ってください。建物の鍵については、本市が売買代金の納入が確認できたときに引き渡します。

売買代金の全額を納入した後に、落札者は速やかに本物件の所有権移転登記手続きを行って下さい。本市は、所有権移転登記に必要な書面を提供します。なお、所有権移転登記は本物件のうち土地のみ行い、建物は所有権移転登記を行いません。

(3) 危険負担

本契約の締結後から引渡しまでの間、本市の責めに帰さない事由により本物件が滅失し又はき損しても、本市に対して売買代金の減額又は契約の解除等を求めることはできません。

(4) 契約不適合責任

仮契約の締結後、本物件の種類、品質又は数量など契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、落札者は本市に売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。現地や公開図書等を十分確認して入札に御参加ください。

また、本物件は、地歴、土壌汚染、地下埋設物及び地盤についての調査を行っていません。落札者の責任と負担で必要な調査を行い、調査結果に基づき適切な対応を行ってください。

(5) 契約解除

落札者が契約内容を履行しない場合又は「5 禁止事項」に該当した場合は、本市は催告その他何らの手続きを要せず、直ちに契約を解除することがあります。

2 土地の利用条件

(1) 指定用途

本物件の用途は、住宅用地とします。なお、ここでいう「住宅」とは、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」別表第二（い）項の第1号から第3号までに規定する建築物を指します。

落札者は、本物件全体を一体開発するものとし、引渡日の翌日から起算して5年以内に当該開発を完了のうえ、指定用途での譲渡又は貸付が可能な状態にしてください。また、開発完了後であっても、引渡日の翌日から起算して5年以内にその用途を変更し、譲渡又は貸付けを行うことはできません。

(2) 建物等の解体

落札者は、自身の責任と負担により建物工作物等を解体撤去する義務が生じます。入札前に現地確認や「Ⅲ入札手続」「12 公開図書」の確認を行ってください。また、「3 建物等の解体にかかる対応事項」で定める注意事項や関連法令を遵守し、解体撤去を行ってください。加えて、近隣住民への周知、説明等の対応を含め、近隣住民及びその他第三者との紛争が生じないよう十分配慮を行ってください。

(3) 所有権移転等の禁止

落札者は、本市が指定用途での譲渡又は貸付けが可能な状態であることを確認するまでは、所有権を第三者に移転できません。また、同期間中に本物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利や、抵当権その他担保を目的とした権利の設定はできません。

落札者は、「(1) 指定用途」で示した用途での譲渡又は貸付けが可能となった場合、本市に書面により所有権移転等の申入れを行ってください。宅地造成工事が完了し指定用途での活用が可能と本市が判断できた場合は、所有権の移転等を認めます。

上述並びに仮契約書案第 16 条に定める、所有権を移転することが可能な状態とは、具体的に以下の**要件全てを満たしている状態**を指します。

- ・建物工作物等が適切に解体撤去されている。
- ・開発許可申の検査済証の交付を受けている。
- ・売却等に向けて土地の区画割り分筆を終えている。
- ・その他、本市が定める条件等の違反していない。

3 建物等の解体にかかる対応事項

(1) 解体撤去の対象となる建物等

落札者には、南法面及び南法面に付帯する工作物を除く（詳細は次ページの「解体撤去の対象範囲」を参照）、すべての敷地内の建物、建物の付帯設備、工作物、地下埋設物等を解体撤去する義務が発生します。本市で把握している建物・工作物は以下のとおりです。なお、本要領に記載がない工作物等があった場合においても、本市はその責任を負わず、落札者の責任と負担において解体撤去していただきます。

(建物一覧)

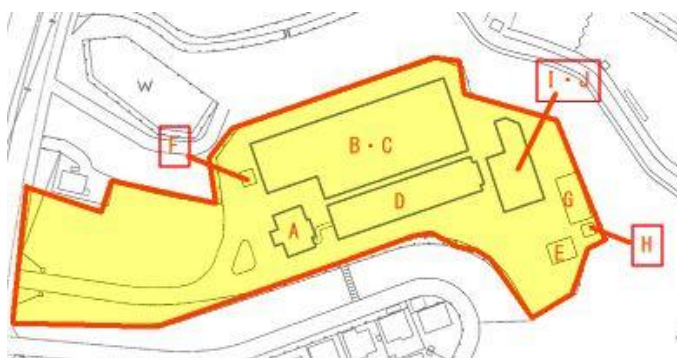
	名称	構造	建築年	延床面積	摘要
A	管理棟	鉄筋コンクリート造	1984	360.25 m ²	
B	処理棟	鉄筋コンクリート造	1984	496.07 m ²	
C	処理棟	鉄筋コンクリート造	1987	2262.9 m ²	アスベスト含有建材を使用
D	処理棟	鉄骨造	1987	334.81 m ²	アスベスト含有建材を使用
E	車庫	鉄骨造	1987	54.79 m ²	
F	ホッパ－棟	鉄骨造	1987	17.01 m ²	
G	焼却炉棟	鉄骨造	1987	107.54 m ²	
H	オイルタンク棟	コンクリートブロック造	1987	12.16 m ²	
I	污泥処理棟	鉄筋コンクリート造	1989	807.82 m ²	アスベスト含有建材を使用
J	污泥処理棟	鉄骨造	1989	76.91 m ²	アスベスト含有建材を使用

(工作物一覧)

外周フェンス	土留め擁壁	ブロック塀	門扉
アスファルト舗装路	電灯	側溝	埋設管

(解体撤去の対象範囲)

黄色の網掛け部分、法面下の排水溝までを南法面及び南法面に付帯する工作物とします。



（２）建物等の管理義務

本物件の建物等は売買代金の全額を納入したときに所有権移転があったものとみなし、落札者に善良な管理者としての注意義務が課されます。

（３）アスベストへの対応

本物件の建物の一部にアスベスト含有建材が使用されていることが確認されています。公開図書で調査の内容や範囲等を事前に確認し、落札者の責任と負担で関係法令に従いを行ってください。アスベスト含有建材の撤去が完了した場合は、特定粉じん排出等作業の記録の写しをもって、資産経営課へ報告してください。

（４）官公署での手続等

本物件の解体に必要な届出、協議については落札者の責務において実施してください。各種手続の実施状況等については、本市より手続状況の報告を求めることがあるため、資料等について適切に保管・管理を行うようにしてください。

（５）完了報告義務

本物件の解体が完了したときは、書面による完了報告を本市に行ってください。完了報告の様式は問いませんが、対象の建物や工作物等がすべて撤去されていることを確認できるように資料等を整理してください。特に、本物件では地下構造を含む建物等があるため、開発完成後可視できない箇所の施工状況等を写真管理し、適切に撤去したか確認できるようにしてください。解体完了後は、本市及び落札者での立会いのもと、施工状況の確認を行います。

4 開発における対応事項

（１）開発区域等の設定

本物件の開発については、敷地全体を開発区域に設定し、行ってください。本物件の敷地を分割し、開発許可申請をすることはできません。

建築物（戸建て住宅の場合）の区画（敷地面積）は160㎡以上とします。ただし、全体区画の2割を超えない区画について、やむを得ない場合は130㎡以上とすることができます。

（２）市貸付地への対応

本物件と隣接している市有地（五ヶ丘二丁目1番3）は、本物件とフェンスや雨水排水施設が繋がっているため、開発にあたっては、本市財産管理課と協議・調整を行ってください。

（３）土留め擁壁の撤去

本物件の敷地北側に設置された土留め擁壁は、落札者の責務と負担において撤去してください。なお、当該土留め擁壁は、隣接する五ヶ丘緑地（五ヶ丘二丁目20番1）に一部越境しているため、本市公園緑地つかう課と協議・調整し、適切に撤去してください。

（４）南法面の取扱い

開発にあたり、落札者において本物件の南法面について、利用方法を検討してください。利用の検討にあたっては、南法面に隣接する施設の管理者（道路：本市土木管理課、緑地：本市公園緑地つかう課）などの関係機関と協議・調整を行ってください。なお、南法面に設置されている階段は、基準（道路の移動等円滑化に関するガイドライン）に適合していません。

5 禁止事項

（１）禁止用途

落札者は、本物件を次の用途に使用することはできません。

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等の事務所又はその他これに類する用途
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途
- ・その他公序良俗に反する用途

（２）欠格要件

落札者が契約期間中に、「Ⅲ入札手続」「２入札参加資格」で定める条件を満たさなくなった場合、若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律で規定する暴力団との関係が認められるときは、本市は一切の損害を負わず契約を解除できるものとします。

6 契約に付す特約事項

（１）実地調査

契約事項の履行状況を把握するため、本市は必要に応じて実地調査を実施し、又は落札者に必要な報告を求めることがあります。この場合、落札者はこれに協力していただく必要があります。そのため、開発の施工状況や各種法令に定める届出状況について報告できるように適切な管理をお願いします。

（２）違約金

落札者が「（１）実地調査」を拒むことや、協力をしなかった場合は、本市は売買代金の１０分の１０を違約金として請求する場合があります。また、「２土地の利用条件」で定める事項に違反した場合は、売買代金の１００分の３０を違約金として請求する場合があります。

（３）買戻特約

本市は落札者が「２土地の利用条件」に違反した場合、本市は引渡し日の翌日から起算して５年間、本物件のうち土地について買戻しを請求することができます。買戻特約登記は、所有権移転登記と同時に落札者が行います。本市は買戻特約登記に必要となる登記嘱託承諾書（印鑑証明

書付)を提供し、買戻特約の登記手続き費用に限り負担、その他所有権の移転にかかる登記手続き費用等は落札者の負担となります。(本市が負担する手続き費用は、買戻特約にかかる法務局での登記費用及び本市が公益社団法人 愛知県公共嘱託登記司法書士協会と契約し定めた報酬額表の額を上限とします。)

買戻特約の抹消登記は、落札者が本市に「所有権の移転が可能と認める状態」を報告し、本市が「2土地の利用条件」に違反しないことを確認できた後、落札者が行います。なお、本市は落札者に対して買戻特約抹消登記に必要な書類を提供し、買戻特約抹消登記に必要な登録免許税等の費用は落札者で負担していただきます。

7 その他事項

(1) 遅延利息金

本契約締結後に売買代金を納入できなかった場合は、売買代金に年3パーセントの率を乗じた遅延利息金が発生します。やむを得ない事情などにより期限までに納入することができないことが判明した場合は、落札者は速やかに書面にて申し入れてください。なお、申入れをいただいた場合であっても、契約に定める義務の不履行により契約を解除することがあります。

(2) 公租公課の負担

所有権移転登記を終えた後の公租公課は、全て落札者の負担となります。

(3) 契約等の費用

本契約の締結、契約履行等に要する費用は、買戻特約の登記費用を除き、全て落札者で負担していただきます。

(4) 返還金

本契約が解除となった場合は、売買代金を返還いたします。ただし、契約の費用又は違約金及び、本物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用の返還又は償還は行いません。また、規定されている違約金や損害賠償の債務を落札者が負っている場合、その代金と相殺することがあります。

(5) 原状回復義務

落札者は、契約が解除若しくは本市が買戻特約により本物件を買い戻した場合は、契約前の状態にして、返還する必要があります。原状回復によって発生する、所有権移転登記手続きを始めとする全ての費用については、落札者の負担となります。

（６）損害賠償

本物件に関して、以下に該当する事項により本市が損害を負った場合は、本市は落札者に損害賠償を請求することがあります。

- ・ 契約書の義務を履行せず本市が負った損害
- ・ 暴力団員等との関係が認められ本市が負った損害
- ・ 契約解除による原状回復が困難であり本市が負った損害
- ・ その他、落札者によって本市が損害を負ったとき

（７）相隣関係

本物件の引渡し後は、開発に係る近隣住民への周知、説明等の対応を含め、近隣住民及びその他第三者との紛争が生じないよう十分配慮を行ってください。なお、紛争になった場合は、本市はその責任を一切負いません。

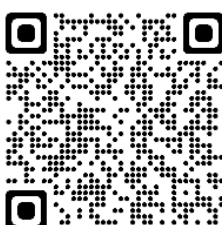
（８）契約書、売却要領で定めのない事項

この要領や契約書に定めのない事項については、関係法令及び豊田市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）の定めるところによって処理します。また、関係法令等にも定めがないものに関しては両者協議の上で決めるものとします。

Ⅲ 入札手続

1 一般競争入札の流れ

① 要領等配布	
配布期間	令和5年12月13日(水) ～ 令和6年5月22日(水)
配布場所	豊田市役所 企画政策部 資産経営課(南庁舎4階) ※豊田市公式ホームページでも掲載しています。 https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/kaoku/1023259/1011801/index.html
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分まで (土、日及び祝日は除きます。また、12/28～1/3は閉庁日となります。)



② 現地説明会申込み 現地説明会	
申込受付期間	令和5年12月13日(水) ～ 令和6年2月8日(木)
現地説明会実施予定日	令和6年1月22日(月) ～ 令和6年1月24日(水) 令和6年2月15日(木) ～ 令和6年2月19日(月) (土、日及び祝日は除きます。)
申込方法	あいち電子申請・届出システム https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=87918



③ 質問期間	
受付期間	令和5年12月13日(水) ～ 令和6年4月30日(火)
受付方法	あいち電子申請・届出システム https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=87914
回答方法	質問から2週間以内にメールで回答いたします。



次ページへ

④ 入札参加申込み

申込期間	令和6年4月23日（火）～ 令和6年5月22日（水） 正午まで
申込場所	豊田市役所 企画政策部 資産経営課（南庁舎4階）
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分まで（土、日及び祝日は除きます。）
申込方法	窓口及び郵送にて提出してください。



⑤ 入札・開札

入札日	令和6年5月31日（金）
入札場所・時間	決定次第、市のホームページに掲載及び入札参加者に通知します



⑥ 仮契約

契約締結	令和6年6月24日（月）～ 令和6年6月28日（金）
契約場所	豊田市役所 企画政策部 資産経営課（南庁舎4階）



⑦ 本契約

契約締結期間	令和6年9月を予定
契約保証金・売買代金の納入方法	豊田市が発行する納入済通知書により、指定金融機関へ納入
納入期限	契約保証金：議決日の翌日から起算して5日以内 売買代金：議決日の翌日から起算して45日以内



次ページへ

⑧ 物件の引渡し・登記

引 渡 し 売買代金が完納されたときに、所有権が落札者に移転され、物件の引渡しが行われたものとします。

登 記 売買代金の完納後、落札者で所有権移転登記の手続きを行っていただきます。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない法人又は個人が入札に参加できます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号に該当する者※¹
- ・ 地方自治法第 2 3 8 条の 3 に該当する者
- ・ 入札申込時点で豊田市から地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に該当する指定を受けている者※¹
- ・ 豊田市暴力団排除条例及び豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者※²
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項に規定する破産者で復権を得ない者
- ・ 国税、愛知県税、豊田市税において滞納がある者

※¹詳細は、【誓約書（様式 2）】の裏面を参照してください。

※²警察に照会し、確認を行います。

3 入札参加申込みに当たっての注意事項

（1）契約内容等の確認及び遵守

本要領及び仮契約書案に記載の内容を十分に理解した上で入札に参加ください。

（2）現地説明会

本物件の入札参加には現地説明会への出席が必須となります。後述の現地説明会へ必ずお申込みください。

4 現地説明会

本物件の現地説明会は以下の日程で実施予定です。あいち電子申請・届出システムで現地説明会の参加希望日を回答ください。申込みから5日以内に、本市よりメールで実施日をご連絡いたします。現地説明会は冒頭 10～20 分程度の説明を行い、その後は自由に建物内を含め 2～3 時間現地確認ができます。

申込期間	:令和5年12月13日(水) ～ 令和6年2月8日(木)
URL	: https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=87918
現地説明会実施予定日	:令和6年1月22日(月) ～ 令和6年1月24日(水) :令和6年2月15日(木) ～ 令和6年2月19日(月)

5 質問の受付及び回答

物件に関する質問については、あいち電子申請・届出システムのみで受付します。

受付期間	: 令和5年12月13日(水) ～ 令和6年4月30日(火) まで
URL	: https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=87914

回答は、約2週間以内にメールで返信いたします。なお、「皿入札手続」に関する質問に限っては電話等でも対応いたします。

6 入札参加申込み

(1) 入札参加申込み

申込期間	令和6年4月23日（火） ～ 令和6年5月22日（水） 正午まで
申込場所	471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 企画政策部 資産経営課（南庁舎4階）
申込方法	窓口又は郵送 ○窓口の場合 前日までに資産経営課（0565-34-6605）へ来庁日時の電話予約を行い、窓口にて提出ください。 ○郵送の場合 簡易書留で郵送してください。期間内に到達しないものは無効となります。提出物チェックリストで書類及び内容を確認してください。
開庁時間	午前8時30分～午後5時15分まで（土、日及び祝日は除きます。）
注意事項	期間内に郵送・提出しても書類や記載に不備があるものは受付できません。 契約及び所有権移転登記は、【市有地売払一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）】に記載された申込者（共有者）の名義で行います。

(2) 受付後の送付書類

書類等の不備がなく受付が完了した方に、以下の書類を送付します。以後の入札手続きに必要な書類となりますので、必ず内容を確認ください。

送付日	受付日の翌日から起算して3営業日以内に発送
送付書類	①入札書（様式6） ②納入済通知書（納付書） ③市有地売払一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）の写し

(3) 入札辞退及び申込内容の変更について

参加を辞退する場合は、入札前日までに【入札辞退届（様式9）】を提出してください。

また、申込み内容の変更は受付しないため、申込み内容の変更をする場合は、一度参加を辞退し受付期間内に新たに申込みをしてください。

7 入札保証金の納入と返還

(1) 入札保証金

入札保証金として入札金額の100分の5以上（千円未満切上げ）を納入していただきます。本市が送付する納入済通知書（納付書）により、指定金融機関（納入済通知書（納付書）1枚目の裏面に記載）へ入札前に納入してください。

(2) 入札保証金の還付

落札者については本契約成立後に還付します。当該入札保証金を契約保証金に充当する場合は、【契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式8）】を本市に提出する必要があります。落札者以外の入札参加者には入札終了後に還付します。なお、還付は4週間程度かかります。

(3) 注意事項

入札保証金を納入された方は、納入をした日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。

落札者が令和6年6月28日（金）までに仮契約を締結しない場合若しくは、議決日の翌日から起算して5日以内に契約保証金を納入しない場合は、入札保証金は本市に帰属します。

8 入札・開札

(1) 入札の日時、場所等

入札に参加される方は、下記入札日時までに会場へお越しください。この時間を過ぎますと、いかなる理由があっても入場できません。入札は代理人でも参加することができます。その場合は、入札日に【委任状（様式7）】を提出していただきます。

実施日時	令和6年5月31日（金）
時間・場所	決定次第、市のホームページに掲載します
提出書類	①本市から送付する、【市有地売払一般競争入札参加申込書件入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）】の写し ②入札保証金納入時の領収書（原本） ③入札書（様式6） ④委任状（様式7） ※代理人による入札の場合に限る

(2) 入札方法

入札に参加される方は、必要な事項を記入し、記名押印した【入札書（様式6）】1通を封筒に入れ、封かんし、入札者の住所（所在地）、氏名（名称、代表者名）を封筒に表記、押印（様式1と同じ印）し、入札会場にお持ちいただき、本市職員の指示により提出してください。

なお、提出後に入札書の書換え、引替え又は撤回はできません。

【記入例】

(表)

(裏)

豊田市長様 市有地（五ヶ丘二丁目1番1） 売却に係る一般競争入札実施要領
--

入札者住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者名

(3) 開札

開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者立会いの下行います。入札者の立会いがいないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会いの下、開札を行います。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ・ 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者）がした入札
- ・ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- ・ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ・ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- ・ 記名及び押印のない入札
- ・ 入札書の記載事項が明確でない、又は記載誤りがある入札
- ・ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ・ 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・ 入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・ 訂正抹消した箇所（金額を除く）に押印のない入札
- ・ 所定の入札書によらない入札
- ・ その他、本市職員があらかじめ指示した事項に違反した入札

(5) 落札者の決定

有効な入札をした者のうち、最低売払価格以上かつ最高の価格をもって落札者とします。なお、同価格の入札者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定します。この場合におい

て、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない本市職員がくじを引くものとします。

(6) 入札後の異議申立て

落札者は、入札後この要領又は契約条項、市有地売払公告、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(7) 結果の公表

入札結果は、豊田市公式ホームページで公表※します。

※落札者のみ氏名又は名称及び落札金額を公表します。落札者以外の氏名又は名称は公開しません。

9 契約・売買代金の納入

(1) 契約

仮契約の締結は、令和6年6月24日（月）から同年6月28日（金）までの間に行います。また、議決日のあった日から本契約に移行します。正当な理由が無く落札者が令和6年6月28日（金）までに契約を締結しない場合又は議決日の翌日から起算して5日以内に契約保証金を納入しない場合は、入札保証金は本市に帰属します。加えて、今後本市が行う同様の入札に一定期間参加できなくなります。

契約に必要な費用（契約書に貼付する収入印紙代）等は、落札者の負担となります。

(2) 契約保証金

議決日の翌日から起算して5日以内に契約保証金として売買代金の100分の10以上（千円未満切上げ）を納入していただきます。なお、入札保証金を契約保証金に充当する場合は【契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式8）】を提出してください。

契約履行（売買代金の完納）の確認ができ、契約保証金を売買代金に充当しなかった場合は、契約保証金を還付します。還付までには4週間程度必要となります。なお、納入をした日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を、本市へ請求することはできません。

(3) 売買代金の納入

売買代金は、本市が発行する納入済通知書（納付書）により、指定金融機関（納入済通知書（納付書）1枚目の裏面に記載）へ議決日の翌日から起算して45日以内に納入してください。なお、契約保証金を売買代金に充当する場合は、【契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式8）】を提出してください。売買代金が期日までに振り込まれなかった場合は、契約保証金は本市に帰属します。

(4) その他

議決日の翌日から起算して5日以内に、契約保証金の納入期間内に契約保証金を納入せず、売買代金を全額納入したい場合は契約時に御相談ください。

1 0 登記

物件の引渡し後（売買代金完納後）、落札者で所有権移転登記手続及び買戻特約登記手続を行っていただきます。登記完了後、本市に登記識別情報通知を提出してください。

所有権移転登記に必要な費用や書類については、落札者で負担していただきます。

1 1 その他

この要領に定めのない事項については、関係法令及び豊田市契約規則の定めるところによって処理します。

1 2 公開図書

(1) ホームページ公表資料

以下の資料については、豊田市公式ホームページに掲載しておりますので、十分確認して入札に御参加ください。

- ・03_測量図
- ・04_公図
- ・09_旧五ヶ丘浄化センターアスベスト分析調査委託 調査結果報告書 令和2年1月 一般財団法人東海技術センター
- ・11_下水道施設アスベスト分析調査 検査報告書（平成21年度実施）
- ・13_物件写真一覧
- ・14_測量図（高低ポイント測量）

(2) メール送付資料

以下の資料については、要領の都合上ホームページへの掲載ができないため、資産経営課にメール（sisankeiei@city.toyota.aichi.jp）又は電話（0565-34-6605）にて連絡し、資料の送信を請求してください。

- ・05_五ヶ丘浄化センター建設工事 竣工図書（1－1）昭和59年7月 施行者 株式会社 西原環境衛生研究所
- ・06_五ヶ丘浄化センター実施計画（増設）水処理棟 土木・建築工事 設計図 昭和61年3月 豊田市下水道課
- ・07_五ヶ丘浄化センター実施計画（増設）水処理増設 機械・電気設備工事 設計図 昭和61年3月 豊田市下水道課

- ・ 08_五ヶ丘浄化センター実施計画（増設）汚泥処理棟 土木・建築工事 設計図 昭和 61 年 3 月
豊田市下水道課
- ・ 10_旧五ヶ丘浄化センター水質分析調査結果 調査結果報告書 令和 2 年 1 月 一般財団法人 東海
技術センター
- ・ 12_五ヶ丘地区地質調査（その 4）工事報告書 住宅・都市整備公団中部支社 豊田宅地開発事務所
東建地質調査株式会社名古屋支社

(3) 現地公表資料

以下の資料については、豊田市役所 企画政策部資産経営課で閲覧ができます。閲覧を希望する場合は前日までに資産経営課にご連絡ください。

- ・五ヶ丘浄化センター建設工事 竣工図書（1 - 1）昭和 59 年 7 月 施行者 株式会社 西原環境衛生研究所※
- ・五ヶ丘浄化センター実施計画（増設）水処理棟 土木・建築工事 設計図 昭和 61 年 3 月 豊田市下水道課※
- ・五ヶ丘浄化センター実施計画（増設）水処理増設 機械・電気設備工事 設計図 昭和 61 年 3 月 豊田市下水道課※
- ・五ヶ丘浄化センター実施計画（増設）污泥処理棟 土木・建築工事 設計図 昭和 61 年 3 月 豊田市下水道課※
- ・五ヶ丘浄化センター 電気設備工事（展開接続図Ⅰ） 昭和 58～63 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 電気設備工事（展開接続図Ⅱ） 昭和 58～63 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 電気設備工事（中央監視盤） 昭和 58～63 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 電気設備工事（ラダーシーケンス・外部端子図） 昭和 58～63 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 電気設備工事（システム仕様書・受変電設備）（非常用発電機設備・単線接続図）（コントロールセンター・計装盤操作盤・計装機器） 昭和 58～63 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 一期工事完成図（機械設備）昭和 58～59 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 一期工事完成図（機械設備）昭和 58～59 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 二期工事完成図（機械設備）昭和 61～62 年度 (株) 西原環境衛生研究所
- ・五ヶ丘浄化センター 三期工事完増設工事 水処理施設（土木建築工事）昭和 61 年 3 月 豊田市下水道課
- ・旧五ヶ丘浄化センターアスベスト分析調査委託 調査結果報告書 令和 2 年 1 月 一般財団法人 東海技術センター※
- ・旧五ヶ丘浄化センター水質分析調査結果 調査結果報告書 令和 2 年 1 月 一般財団法人 東海技術センター※
- ・建築基準法第 18 条第 7 項の規定による検査済証の関係書類一式
- ・仮称五ヶ丘浄化センター建設工事（土木・建築工事）詳細設計図 昭和 58 年 7 月
- ・仮称五ヶ丘浄化センター建設工事（機械・電気設備工事）詳細設計図 昭和 58 年 7 月

※（１）、（２）の公表資料と同じ資料になります。